

I 統一論題報告

IFRS が日本の会計制度および企業行動に及ぼす影響

薄井 彰
早稲田大学

要 旨

本稿は、IFRS が 2000 年以降に日本の会計制度および企業行動に及ぼした影響を歴史的な観点から概観し、今後の日本の会計学のあり方を探る。第 2 次世界大戦後以降、日本は、U.S. GAAP をキャッチアップし、J GAAP を精緻化していった。21 世紀になると、日本は、J GAAP と IFRS のコンバージェンスを促進している。会計制度は、一国経済システムよりもむしろグローバル経済システムの観点から設計されるようになってきている。それゆえ、日本がグローバルな合意形成に貢献することがとても重要である。日本の学界と実務界は協調して、グローバルな会計制度設計のための理論的、実証的なエビデンスを提供すべきであろう。さらに、日本の大学は、グローバルな会計制度設計に貢献する人材を育成すべきであろう。

I はじめに

21世紀、International Financial Reporting Standards (IFRS) が日本の会計制度に強い影響を及ぼしていることは周知の事実であろう。しかしながら、IFRS を基軸とした会計制度設計については理論的にも実証的にも十分に整理されていない。本稿は、歴史的な観点から、2000年以降、IFRS が日本の会計制度と企業行動にどのように影響したのかを概観し、今後の日本の会計学の在り方を探る。

会計制度を論じる際に、最初に、制度 (institutions) を定義しておこう。新制度派経済学の Douglass C. North は、「制度とは社会におけるゲームのルール、よりフォーマルに言えば、人間が編み出した制約であり、その制約は人間の相互作用を形成するものである」 (North, 1990, p.3) と定義している。制度は、制定法などのフォーマルルールであり、慣習や社会的な規範などのインフォーマルルールである。この文脈では、会計制度は、金融商品取引法や会社法などの法令や金融庁などの規制当局のガイドラインなどのフォーマルなルールと、企業とそのステークホルダーで暗黙に合意されたインフォーマルなルールからなるといえよう。IFRS は、グローバルマーケットで合意されたフォーマルな会計ルールである。

40年前、戦後の会計制度設計の主要なアクターの一人であった黒澤清は、日本の会計学が制度の本質を捉えていないことに対して、次のように痛烈な批判を行った。

「明治23年に旧商法の経理体系が、そのまま数十年にわたって温存されてきたという事実をどのように説明することができるか。それは、日本の会計学が制度の感覚を欠如し、日本の会計に関する法制度(商法)に対しては、無批判的に追従しながら、欧米

の新しい会計理論を、制度の関連を考慮することなしに、無批判的に(あるいは批判的であるとしても、超制度的、超越的ないし単なる技術的批判を交えつつ)、輸入してきたことに、その原因があるように思われます。」 (黒澤・番場, 1979, 607頁)

今もなお黒澤清の批判は当てはまるのだろうか。日本の会計学は、IFRS を慣習や社会的な規範といった制度とどのように関連づけて受け入れているのであろうか。

II 第2次世界大戦後の会計制度改革

1949年「企業会計原則」(中間報告)

1949年に経済安定本部企業会計制度調査会は、第2次世界大戦終戦時の社会的な合意として「企業会計原則」を公表した。その前文で、制度設計の趣旨を次のように述べた。

我が国の企業会計原則は、欧米のそれに比較して改善の余地が多く、且つ、著しく不統一であるため、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実状にある。我が国企業の健全な進歩発達のためにも、社会全体の利益のためにも、その弊害は速やかに改められなければならない。

又、我が国経済再建上当面の課題である外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理的な解決のためにも、企業会計制度の改善統一は緊急を要する課題である。

仍って、企業会計の基礎を確立し、維持するため、先ず企業会計原則を設定して、我が国国民経済の民主的で健全な発達のための科学的基礎を与えようとするものである。(経済安定本部企業会計制度調査会, 1949,

前文)

終戦当時、会計制度は、「外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理的な解決」を目的とするものであった。その後、日本の会計制度は、「企業会計原則」を基軸とした「日本の一般に認められた会計原則」(Japanese Generally Accepted Accounting Principles : J GAAP)を形成するに至った(薄井, 2015; 遠藤・小宮山・逆瀬・多賀谷充・橋本尚, 2015)。2000年頃までの日本の会計制度は歴史的な原価主義会計として特徴づけられる。歴史的な原価主義のもとでは認識できない収益や費用は損益計算書に計上されないため、その枠組みでのクリーンサープラス関係が保持されていた⁽¹⁾。この結果、例えば、資産の市場価格と取得原価の乖離、いわゆる「含み益」や「含み損」は簿外になっていた。

1997年「連結財務諸表の見直しに関する意見書」

1997年、企業会計審議会は、個別財務諸表の補足情報であった連結財務諸表を主要財務諸表に位置付けることを次のように提言した。

一 我が国における連結財務諸表制度は、昭和50年6月に当審議会が公表した「連結財務諸表の制度化に関する意見書」に基づき、昭和52年4月以後開始する事業年度から導入され、今日までに20年余が経過している。

この間、連結財務諸表の提出期限の特例(事業年度終了後4か月)の廃止、有価証券報告書の添付書類であった連結財務諸表の有価証券報告書本体への組入れ、セグメント情報の開示の導入及び監査対象化、関連当事者との取引や連結ベースの研究開発活動等の開示項目の充実、連結子会社

の範囲に関するいわゆる10%ルール of 撤廃に伴う連結範囲の拡大等、随時、連結財務諸表制度に係る数々の充実・見直しが図られてきた。

二 近年、子会社等を通じての経済活動の拡大及び海外における資金調達活動の活発化など、我が国企業の多角化・国際化が急速に進展し、また、我が国証券市場への海外投資家の参入が増加するなど、我が国企業を取り巻く環境は著しく変化している。

このような環境の変化に伴い、企業の側において連結経営を重視する傾向が強まるとともに、投資者の側からは、企業集団の抱えるリスクとリターンを的確に判断するため、連結情報に対するニーズが一段と高まってきている。このような状況を反映して、我が国の連結情報に係るディスクロージャーの現状については、なお多くの問題点が指摘されてきた。

三 当審議会は、このような状況に鑑みて、平成7年10月以降、連結財務諸表を巡る諸問題について審議を行い、本年2月、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書案(公開草案)」を公表して、広く各界からの意見を求めた。

当審議会は、寄せられた意見を参考にしつつ更に審議を重ね、当該意見書案を一部修正して、これを「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」として公表することとした。

本意見書は、「第一部 連結ベースのディスクロージャーの充実等について」及び「第二部 連結財務諸表原則の改訂について」から構成されている。

第一部では、従来の個別情報を中心としたディスクロージャーから、連結情報を中心とするディスクロージャーへ転換を図

ることとし、連結ベースでのディスクロージャーの一層の充実を求めている。

第二部では、議決権の所有割合以外の要素も加味した支配力基準を導入して連結の範囲を拡大するとともに、連結財務諸表の作成手続を整備するなど、連結情報充実の観点から連結財務諸表原則（以下、「連結原則」という。）を改訂している。

- 四 このような連結財務諸表制度の改革は、
- 1.内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加を促進し、
 - 2.投資者が、自己責任に基づきより適切な投資判断を行い、また、企業自身もその実態に即したより適切な経営判断を行うことを可能にし、
 - 3.連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないディスクロージャー制度を構築しようとするものであり、21世紀に向けての、活力あり、かつ、秩序ある証券市場の確立に貢献しようとするものである。（企業会計審議会、1997、前文）

この前文では、連結情報を「投資者が企業集団の抱えるリスクとリターンを的確に判断する」手段として位置づけている点が特徴的である。(1) 連結情報は企業のリスクとリターンの評価に有効であるかどうか（石塚・河，1987，1989；國村，1987；薄井，2007，2015），(2) 連結情報の開示は企業経営や開示行動に変化をもたらすかどうか（薄井，2015；浅野，2018；中野，2018）。これらは実証的な課題である。

1999-2006年の会計制度改革

会計制度は、国家の法体系、経済、慣習、文化の影響を受けて進化してきた。国際化の進展は、次第に会計ルールに対する国家の影響を弱めてきている。1990年代以降、資本市場のグ

ローバリゼーションと金融技術のイノベーションが急激に進展している。とりわけ、デリバティブ(derivatives)と証券化(securitization)の技術によって、企業の有形および無形の資産を基礎とする証券が世界中の市場に転売されることが可能となった（薄井，2015）。

デリバティブと証券化は、会計測定ルールの統一という新たな課題をもたらした。さらに市場監督や規制の執行に関して各国の国際協調が不可欠になっている。例えば、2008年の米国金融危機に関連して、Ryan (2008) は、FAS No. 157「公正価値による測定」、FAS No. 159「金融資産および金融負債の公正価値オプション」、およびFAS No. 140「金融資産の移転およびサービス業務ならびに金融資産の消滅に関する会計処理」がサブプライムローンの会計とディスクロージャーに及ぼす影響を分析し、これらの会計基準を流動性の低い市場に適用したことの問題を指摘している。Kothari and Lester (2012) もまた、金融危機をもたらした原因の一つに証券化に関する公正価値会計を挙げている。

金融サービスのクロスボーダー市場では、国際的な会計規制は重要な課題である。一国市場の開示制度が信頼性欠如や破綻に至った場合には、そのシステムチック・リスクは、各国市場に即座に伝播するからである。

日本では、橋本内閣が1996年に金融ビッグバンを開始する以前から、外貨建取引等の会計処理基準の全面改訂に関連して、公正価値会計導入を検討していた。日本の会計制度もまた資本市場のグローバルゼーションと金融技術のイノベーションの急激な進展への対応を余儀なくされたのである。

薄井 (2015) によれば、1999年から2006年にかけての一連の会計制度改革は、次の4つのフェーズに区分することができる。

第1 フェーズ（1999年4月1日以後開始する事業年度から実施）

- ・個別財務諸表から連結財務諸表を中心とした会計制度への転換
- ・連結キャッシュフロー計算書の開示
- ・研究開発費会計基準の適用
- ・有価証券報告書等の記載内容の見直し
- ・税効果会計基準の適用

第2 フェーズ（2000年4月1日以後開始する事業年度から実施）

- ・中間連結財務諸表の開示とその監査
- ・金融商品会計基準の適用
- ・改訂外貨建て取引等会計処理基準の適用
- ・退職給付会計基準の適用

第3 フェーズ（2005年4月1日以後開始する事業年度から実施）

- ・固定資産の減損会計基準の適用

第4 フェーズ（2006年4月1日以後開始する事業年度から実施）

- ・企業結合会計基準の適用

この期間の会計制度改革は、J GAAP が U.S. GAAP および IFRS とのキャッチアップを完成させる過程として位置付けることができる。第1 フェーズの改革は、連結キャッシュフロー計算書の開示と税効果会計基準の適用を除けば、従来の会計基準の改訂ないし記載項目の見直しである。第2、第3 および第4 フェーズは企業の損益に影響の大きな制度改革であった。とりわけ第2 フェーズの歴史的原価主義会計から公正価値会計への移行は、社会が企業の金融投資活動の透明化を要請した結果である（宮本、2021）。

2007年 企業会計基準委員会と国際会計基準審議会の東京合意

企業会計基準委員会 (Accounting Standards

Board of Japan: ASBJ) と国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) は、2011年までに会計基準のコンバージェンス (convergence) を達成することを次のように合意した。いわゆる東京合意である。

企業会計基準委員会 (ASBJ) と国際会計基準審議会 (IASB) は、高品質な会計基準へのコンバージェンスは世界各国の資本市場にとって大きな便益をもたらすという考えを共有している。したがって、両者は、日本基準と国際財務報告基準 (IFRS) とのコンバージェンスの達成を最終目標とする共同プロジェクトを2005年3月に立ち上げている。この共同プロジェクトでの議論において、両者は、2つの基準間の差異を識別し、その差異を解消させるように努めてきた。

世界中の主要な国々においてIFRSの受け入れが拡大していることに照らし、ASBJ と IASB は、日本基準と IFRS とのコンバージェンスの加速化が双方のコンバージェンスに係る共同作業における戦略的な優先事項となっている点で一致している。この目標に従って、ASBJ と IASB は、以下に掲げるように、短期及び長期のコンバージェンス・プロジェクトにおける目標期日の設定を含む方策の推進に合意することとした。この方策を進めるにあたり、ASBJ と IASB は、規制当局を含む関係者と協議すること、及び会計基準の開発における双方のデュー・プロセスに従うことの必要性について認識しているものである。(企業会計基準委員会、国際会計基準審議会、2007)

この東京合意では、ASBJ と IASB が「高品質な会計基準へのコンバージェンスは世界各国の資本市場にとって大きな便益をもたらすという考え」を共有していることが重要である。両者が「高品質な会計基準」にコンバージェン

スに係る共同作業にコミットすることになった。その結果、ASBJは2011年までにJ GAAPとIFRSのコンバージェンスを達成することが政策目標となった。この東京合意は、IASBの立場からみれば、IFRSとU.S. GAAP、IFRSとJ GAAPのコンバージェンスをそれぞれ進めることによって、IFRSをグローバルに普及させることであった(山田, 2021)。

2008年 欧州証券規制当局委員会(CESR)によるJ GAAPとIFRSの同等性評価

山田(2021)が指摘するように、2000年代の会計制度設計にとって極めて重要なことは、次のように、欧州証券規制当局委員会(CESR)がJ GAAPとIFRSの同等性評価をしたことである。

The measures adopted today, which fall under the Prospectus Directive and Transparency Directive, determine that the GAAPs of US, Japan, China, Canada, South Korea and India are found to be equivalent to International Financial Reporting Standards (IFRS) as adopted by the EU. The Commission will review the situation of some of these countries (China, Canada, South Korea, India) by 2011 at the latest. The Commission will also regularly monitor the ongoing status of equivalence and report to Member States and Parliament where necessary. (European Commission, 2008)

EUは、米国、日本、中国、カナダ、韓国およびインドのGAAPsがIFRSと同等であることを承認した。この結果、日本をはじめ、これらの国のGAAPを適用した企業が、EU内での資金調達をすることが可能になった。

2011年には、AEAJとIASBが2007年の東京合意における達成状況を総括した(企業会計基準委員会、国際会計基準審議会, 2011)。その総括によれば、東京合意において短期コンバージェンス・プロジェクトに含まれた会計基準

(工事契約、関連会社の会計方針の統一、金融商品の時価開示、資産除去債務、退職給付債務の計算、棚卸資産の評価、企業結合(ステップ1)、企業結合時の仕掛研究開発の資産計上)については2008年中にコンバージェンスを達成した。短期コンバージェンス・プロジェクトに含まれない会計基準の差異(セグメント情報に関するマネジメント・アプローチの導入、過年度遡及修正、包括利益の表示、企業結合(ステップ2)、および無形資産)については、2011年6月30日を目標期日として、会計基準の公表または改正が行われた。2011年6月30日後に適用となる新たな基準(金融商品、公正価値測定および開示、連結の範囲、リース、収益認識、退職後給付、財務諸表の表示、資本の特徴を有する金融商品、保険契約、引当金(IAS第37号)、ならびに排出量取引など)については、ASBJはIASBと緊密に協調して開発を行うことになった。

J GAAPとIFRS/U.S. GAAPのコンバージェンスの方向性

2010年代以降、日本の会計基準は世界の主要基準であるIFRSおよびU.S. GAAPと国際的に協調しながら、設定されるようになっていく。

例えば、新規の会計基準である「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準委員会, 2018)の開発にあたっては、IASBのIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」をベースに開発されている。収益認識に関しては、2014年にIASBとFASBが大部分をコンバージェンスした基準を公表している(FASB, 2014; IASB, 2014)。収益認識に関する会計基準は、連結財務諸表と個別財務諸表において同一の会計処理を定めることとした点が特徴的である(企業会計基準委員会, 2018a, 2018b)。個別財務諸

表への IFRS の適用は、連結子会社や連結財務諸表を公表していない中小規模の上場会社にも影響を及ぼすことになる。収益認識に関する開示規制の変更は、広範囲にわたって様々な商慣習や企業行動にも影響を及ぼすことになるであろう。

新規の会計基準と異なり、既存の会計基準のコンバージェンスは、国内ルールとの調整や整合性が要請される。例えば、リース取引に関する会計基準の開発にあたっては、既に 1993 年に「リース取引に係る会計基準に関する意見書」(企業会計審議会第一部会)を公表し、2007 年には、ASBJ が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する基準」を公表している。一方で、2016 年に、IFRS と U.S. GAAP をコンバージェンスしたリース会計基準として、IASB が IFRS 第 16 号「リース」、FASB が Accounting Standards Update (ASU) 2016-02 号、「リース」(Topic 842)をそれぞれ公表した (IASB, 2016; FASB, 2016)。IFRS および U.S. GAAP のもとでは、ほとんどのリースが資産や負債に計上されることになる。そのため、IFRS あるいは U.S. GAAP を適用しない財務諸表の開示企業であっても、在外子会社にはこれらのリース会計基準が適用される。ASBJ は、2020 年にリース会計基準改正に関する基本的な方針について検討を行っているところである。

日本の法体系における J GAAP, U.S. GAAP, IFRS の併存

日本の法体系では金融庁長官は、IASB が公表した IFRS のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれる基準を指定して、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 93 条の指定国際会計基準に取り込む。U.S.

GAAP については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 95 条において、米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益または投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるとしている。IFRS や U.S. GAAP は、あくまでも金融庁長官が公正妥当な企業会計の基準として認める場合にのみ、日本の法体系に組み込まれるという形式を採用している。

III IFRS 適用の経済的帰結

現在、日本の IFRS 適用は強制ではなく、任意である。セクションIIで述べたように IFRS と J GAAP の同等性が担保され、かつそれらの基準のコンバージェンスが進展している。こうした環境において、IFRS の適用は資本市場の価格形成や企業行動にどのような経済的帰結 (consequence) を及ぼすのであろうか。

日本の資本市場の開示における J GAAP, U.S. GAAP, IFRS の併存

日本証券取引所グループの調べによると、東京証券取引所上場会社 3,671 社 (2019 年 4 月決算期から 2020 年 3 月決算期)のうち、IFRS 適用会社 213 社の時価総額は 226 兆円 (37%)、IFRS 適用決定会社 11 社の時価総額 6 兆円 (1%)、IFRS 適用予定会社 10 社の時価総額 23 兆円 (7%) に達する (東京証券取引所, 2020)。

2021年4月時点で、IFRS適用会社218社、IFRS適用決定会社14社、米国会計基準適用会社11社（野村ホールディングス、オリックス、キヤノン、村田製作所、TDK、ソニー、オムロン、東芝、小松製所、富士フイルムホールディングス、ワコールホールディングス）である。米国会計基準適用会社では、U.S. GAAPからIFRSの適用に変更する会社が増えている。ソニーは2022年3月期第1四半期から、東芝は時期未定であるが、それぞれIFRSを適用することを機関決定している。

日本では時価総額の大きな会社を中心にIFRSを任意適用する会社が増加しているが、大多数の会社は依然としてJ GAAPを適用している。日本企業がなぜIFRSを任意（自発的）に選択するかは、いまだ十分に明らかにされていない。

IFRS適用と資本コスト

基準設定者の一つの信念は、高品質の基準が資本コストを低下させるということである。例えば、米国証券取引委員会の前委員長 Arthur Levittは、*‘The truth is, high quality standards lower the cost of capital. And that’s a goal we share.’* (Levitt, 1998, p.82) と述べている。IASBとASBJの東京合意でも、高品質な基準へのコンバージェンスが資本市場に便益をもたらすと主張している。しかしながら、IAS/IFRSの強制適用に関して、ミクロレベルの実証結果は一律ではなく、こうした主張を支持する整合的な結論は得られていない (Daske, Hail, Leuz, and Verdi. 2008, 2013; Florou and Kosi. 2015) ⁽²⁾。

井上・石川 (2014) は2014年3月期までにIFRSを任意適用した25社を調査した結果、IFRSの適用が資本コストを低下させる証拠は確認されなかった。井上 (2017) はIFRS適用

のアナウンスメント効果を推計したところ、統計的に有意な正の超過リターンを確認した。井上 (2017) は、IFRS適用による利益のかさ上げの一時的な影響と解釈している。

ノイズ付合理的期待理論の枠組みでは、ディスクロージャーの質が高くなるにつれて、流動性が上昇し、資本コストが低下すると予想されている (Diamond and Verrecchia, 1981; 薄井, 2015)。ただし、Leuz and Wysocki (2016) がレビューするように、ディスクロージャーの質と資本コストの関係に関する実証研究の結果は様々である。

J GAAPからIFRSへの変更がディスクロージャーの質に向上になるのかは、実証的に確認すべき課題である。前述したように、制度的にはJ GAAPとIFRSの同等性が担保されている。経済的にもJ GAAPとIFRSが同等であるならば、経営者がIFRSを選択するのは、資本コストを低下させることよりもむしろ別の報告インセンティブ、例えば国内外の投資家間のコンフリクト解消、報酬契約、コーポレートガバナンスの強化、レピュテーションなどの目的があると予想される。

IFRSとU.S. GAAPが企業行動に及ぼす経済的帰結

2000年代以降、IASBとFASB、IASBとASBJがそれぞれコンバージェンス共同プロジェクトや協調して基準開発をしている。21世紀、日本の会計制度にはIFRSがビルトインされているといえよう。このため、J GAAPを適用する日本企業であっても、IFRSとU.S. GAAPの影響を強く受けるようになっていく。

例えば、セグメント情報に関しては、2010年4月1日以降に開始する事業年度からはインダストリー・アプローチに変えてマネジメン・アプローチによるセグメンテーションを実

施するようになっている。所在地別セグメントの損益情報は投資家にとって有用であったが（薄井，2007），マネジメント・アプローチの導入により，その開示は強制されなくなった。その結果，企業の租税回避行動のインセンティブが増加してしまった（Ho, Ma, and Thomas, 2013; 浅野，2017）。会計基準はけして商慣習や企業行動に無関連ではない。

IV 結論

第2次世界大戦終了後から20世紀末まで，日本は，U.S. GAAP をキャッチアップしながら，J GAAP を精緻化していった。21世紀になると，日本はJ GAAP と IFRS のコンバージェンスを進めている。

会計制度は，一国経済システムよりはむしろグローバル経済システムの観点から設計されるようになっている。そのため，日本の会計制度設計にとって重要なことは，日本がグローバルな合意形成にどのように貢献できるかである。日本の学界と実務界は協調して，グローバルな会計制度設計のための理論的，実証的なエビデンスを提供するべきであろう。さらに，日本の大学は，グローバルな会計制度設計に貢献する人材を育成すべきであろう。

注

- (1) クリーンサープラス関係については，薄井（1999，2015）を参照されたい。
- (2) IFRS 適用に関する実証研究の文献レビューとしては，例えば，De George, Li, and Shivakumar（2016），草間（2019）を参照されたい。

参考文献

浅野敬志．2017．「多国籍企業の租税回避と所在地別セグメント情報の開示行動」『金融研究』第36巻第1号：75-114頁。
浅野敬志．2018．『会計情報と資本市場：変容の分

析と影響』中央経済社。
石塚博司，河榮徳．1987．「連結財務諸表の情報効果」『早稲田商学』第323号：1-19頁。
石塚博司，河榮徳．1989．「連結決算報告の情報効果—2 指標モデルによる検証」日本経営財務研究会編『経営財務と情報』中央経済社：77-110頁。
井上謙仁．2017．「IFRS 適用のアナウンスメントが日本市場に与える影響」『経営研究』第67巻第1号：137-155頁。
井上謙仁，石川博行．2014．「IFRS が資本市場に与えた影響」『証券アナリストジャーナル』第52巻第9号：28-40頁。
薄井彰．1999．「クリーンサープラス会計と企業の市場評価モデル」『會計』第155巻第3号：394-409頁。
薄井彰．2007．「企業の国際事業展開と利益の価値関連性」『国際会計研究学会年報』2006年度：61-74頁。
薄井彰．2015．『会計制度の経済分析』中央経済社。
遠藤博志，小宮山賢，逆瀬重郎，多賀谷充，橋本尚編著．2015．『戦後企業会計史』中央経済社。
企業会計基準委員会（ASBJ）．企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」．企業会計基準委員会．企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」
企業会計基準委員会．2018a．「企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等の公表」（2018年）
企業会計基準委員会．2018b．「収益認識に関する基準」企業会計基準第29号（2020年改正）。
企業会計基準委員会，国際会計基準審議会．2007．「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」（2007年8月8日）。
企業会計基準委員会，国際会計基準審議会．2011．「ニュースリリース 企業会計基準委員会と国際会計基準審議会が，東京合意における達成状況とより緊密な協力のための計画を発表」（2011年6月18日）。
企業会計審議会．1997．「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」（1997年6月6日）。
経済安定本部企業会計制度調査会．1949．「企業会計原則（中間報告）」。
草野真樹．2019．「IFRS 適用をめぐる実証研究の棚卸しと展望」『国際会計研究学会年報』第45・46合併号：9-27頁。
國村道雄．1987．「連結決算の資本市場における情報効果」『會計』第132巻第4号：41-57頁。
黒澤清，番場嘉一郎．1979．「特別対談 会計学一制度と理論形成」『企業会計』第32巻第5号：604-618頁。
東京証券取引所．2020．「会計基準の選択に関する

- 基本的な考え方」の開示内容の分析」。
<https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/ifrs/tvdivq00000056g7-att/kaikei.pdf>
- 中野貴之. 2018. 「セグメント財務報告における経営者の裁量行動—上場企業の内部データに基づく検証—」『会計プロGRESS』第19号: 96-112頁.
- 宮本幸平. 2021. 「わが国における原価会計から公正価値会計への変化の要因分析」『国際会計研究学会年報』第47・48合併号: 15-26頁.
- 山田辰己. 2021. 「IASBの最初の10年の戦略と歩み」『国際会計研究学会年報』第47・48合併号: 27-39頁.
- Daske, H., L. Hail, C. Leuz, and R. Verdi. 2008. Mandatory IFRS reporting around the world: early evidence on the economic consequences. *Journal of Accounting Research* 46 (5):1085-1142.
- Daske, H., L. Hail, C. Leuz, and R. Verdi. 2013. Adopting a label: heterogeneity in the economic consequences around IAS/IFRS adoptions. *Journal of Accounting Research* 51(3): 495-547.
- De George, E.T., X. Li, and L. Shivakumar. 2016. A review of the IFRS adoption literature. *Review of Accounting Studies* 21(3): 898-1004.
- Diamond, D.W., and R.E. Verrecchia. 1981. Information aggregation in a noisy rational expectations economy. *Journal of Financial Economics* 9: 221-235.
- European Commission, 2008. Press Release: Accounting: European Commission grants equivalence in relation to third country GAAPs. Press release12 December 2008.
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_08_1962
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2000. *Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities*. Statement of Financial Accounting Standards No. 140. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board. 2006. *Fair value Measurements*. Statement of Financial Accounting Standards No. 157. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board. 2007. *The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities - Including an Amendment of FASB Statement No. 115*. Statement of Financial Accounting Standards No. 159. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board. 2014. Accounting Standards Update No. 2014-09. *Revenue from Contracts with Customers* (Topic 606).
- Financial Accounting Standards Board. 2016. Accounting Standards Update No. 2016-02. *Leases* (Topic 842).
- Florou, A. and U. Kosi. 2015. Does mandatory IFRS adoption facilitate debt financing? *Review of Accounting Studies* 20(4): 1407-1456.
- Ho, O., M. Ma, and W.B. Thomas. 2013. Tax avoidance and geographic earnings disclosure. *Journal of Accounting and Economics* 56(2-3): 170-189.
- International Financial Standards Board. 2014. IFRS15. *Revenue from Contracts with Customers*.
- International Financial Standards Board. 2016. IFRS16. *Leases*.
- Kothari, S. P., and R. Lester. 2012. The role of accounting in the financial crisis: lessons for the future. *Accounting Horizons* 26(2): 335-351.
- Leuz, C., and P. Wysocki. 2016. The economics of disclosure and financial reporting regulation: evidence and suggestions for future research. *Journal of Accounting Research* 54(2): 525-622.
- Levitt, A. 1998. The importance of high-quality accounting standards. *Accounting Horizons*, 12(1): 79-82.
- North, D.C. 1990. *Institutions, Institutional change and economic performance*. Cambridge University Press, 竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房, 1994.
- Ryan, S. 2008. Accounting in and for the subprime crisis. *The Accounting Review* 83(6): 1605-1638.
- (謝辞) 本稿は、国際会計研究学会第37回研究大会(2020年8月28日-30日、京都大学)の統一論題に関する論点を整理し、座長を務めた筆者の見解を示したものである。統一論題報告者の浅野敬志先生(東京都立大学)、宮本幸平先生(神戸学院大学)、山田辰己先生(中央大学)、大会準備委員会委員長の藤井秀樹先生(京都大学)、および統一論題討論の参加者との議論から有益な示唆を受けた。本研究はJSPS科研費(19H01553, 19K21705)の助成を受けたものである。ここに記して謝意を表す。